

電気工事作業指揮者安全教育講習会

CPD 制度対象

労働安全衛生規則において、**停電作業・高圧活線作業・高圧活線近接作業・特別高圧活線作業・特別高圧活線近接作業を行う事業者には、安全衛生教育を受講した作業指揮者を定めることが義務付けられています。**

**本講習会は、当支部が事業者にとりかわり実施する法定教育です。
講習会修了者には、修了証を発行します。**

＜ 対 象 者 ＞

**電気工事作業指揮者として「選任された方」
または「新たに選任される予定の方」**

電気工事作業指揮者には、「電気工事作業指揮者に対する安全衛生教育について」に基づく安全衛生教育が必要です。

(昭和 63 年 12 月 28 日付 基発第 782 号)



事業者は、電気工事の作業を行うときは、作業の指揮者を定めて、その者に当該作業に従事する労働者に対する作業の方法・順序を周知させ、かつ、作業を直接指揮させる必要があります。

(労働安全衛生規則第 350 条)

【実施例】

内 容	時 間	備 考
○電気工事作業指揮者の職務 - 電気取扱作業における災害発生状況と問題点 - 作業指揮者の選任とその職務	1.5 時間	 
○現場作業の安全 - 作業時の注意事項 - 感電、墜落災害等の防止	1.5 時間	
○個別作業の管理 - 架空送電設備の作業 - 架空配電設備の作業 - 地中配電設備の作業 - 特別高圧受変電設備の作業 - 高圧受変電設備の作業 - 工場電気設備の作業	2.5 時間	
○関係法令 労働安全衛生法、同施行令および労働安全衛生規則の関係法令	0.5 時間	

(注 1) 電気工事作業指揮者安全教育実施要領に基づいています。(注 2) 内容の一部が変更となる可能性があります。

※詳細は約 3 ヶ月前を目途にホームページ等でご案内いたします。

受付中の講習会はこちら⇒ <https://www.jea-chugoku.jp/kosyu/ichiran.php>